

サンライズの風

発行
サンライズ北二条団地町内会

編集
逢坂信治

平成26年8月25日(月)

第011号

平成26年度第2回臨時総会

出席者が定数不足で、不成立!!

平成26年8月18日(月)、午後7時から1F集会所にて、15戸(19名)の出席で、今年度第2回臨時総会を開催。そして欠席・28戸、案内が間に合わなかった会員・1戸、合計51戸です。会則10条(1)会議は2分の1以上の出席で成立とあり、今日の臨時総会は成立しないこととなります。この人数で議決しても責任が持てないなどの意見があり、総会に上程する議案の説明だけに止めることになりました。

金制度は廃止し、積立金30万円を町内会一般会計に戻します。

④多額な繰越金の会員への返金は60万円(1戸当り2千円)を予算化し、返金の方法は別途協議する。などの内容を第3事業予算に数字化しました。

本会は(2)の議題と同時に議論することと役員全員一致で決まったものです。

(2)現行町内会を継続する、又は現行町内会を解散して、共益費を管理する団体の設立と任意加の町内会の設立について。

7月23日(水)の役員会の議事録を基に報告があった。

①会費は町内会を最低限維持できる月額200円にして、親睦会などは参加者の実費負担にする。

■長谷川相談役の説明。自分なりに調べたり、判例などの研究をしたら、町内会は全員参加の義務がないことが解った。ただ、当地は一つの建物なので、共益費の管理は全員で行わなければなら



ない。従って、全員参加の共益費を管理する団体があれば良いと考へる。提示した資料に基づいて新しい団体の概要や繰越金が発生した場合の返却するなどの費用の管理を含めて説明があった。

■逢坂会長から前回の役員会の議事録を基に。①管理組合、②賃貸集合住宅の共益費、③町内会とは何をするとするか、④町内会の加入は任意かなどの説明があった。

■役員からは①アンケートの実施、②本件

に対する賛成・反対の意見、③先程の予算は平成27年3月までで、本会の存続解散決議や新組織の検討など5W1Hの原則でスケジュールを決めることになった。

総会や臨時総会が重なり、議論の流れが理解しづらい面があるとあります。会長や各役員の処に資料や議事録が有ります。お問い合わせや資料の閲覧等は役員各々が対応しますので遠慮なくご連絡下さい。

第2回臨時総会は成立しなかったため、改めて第3回臨時総会を開き、予算の承認を議決していただければなりません。後日、改めて開催のご案内を致します。今回のようなことが起きないよう次回には委任状の提出の協力をお願いするつもりです。

8月初旬から、7階に田中(74)さんが新しく入居しました。先日、役員がお宅を訪問し。会費のことや廊下の掃除などについてお

新しい入居

話をし、町内会に加入して戴くことになりました。皆さん、よろしくお願いいたします。

編集後記

団地のある日、玄関のドアを開け公共廊下に出ると、蛍光灯が消えていて真っ暗です。エレベータは止まっていて運転が出来ません。電気代の支払いが滞納して、電気供給が止まったからです。このようなことが起こっても不思議でない状況です。

総会で予算が承認されなければ、支払いを執行できないのが本来です。現在、予算の承認なしで、安全・安心を優先して電気代を払っています。

今の役員は何をしていのだと不満や不信感を抱いている会員もいるのではないかと思います。役員皆さんは今回の団地の課題に何度も集まり、真剣に取り組んでいます。

会員の皆さんに関心をもって戴き、ご理解とご協力を節に願います。(逢坂)